

令和6年度 第2回天竜区協議会

次第

日時：令和6年5月30日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

令和5年度天竜区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について【資料1】

(2) 報告事項

ア 令和6年度浜松市天竜区区政運営方針について【資料2】

イ 第3次浜松市中山間地域振興計画策定にかかる集落座談会及びアンケート調査の実施結果について【資料3】

(3) 地域課題

ア 家庭ごみ有料化について（環境部一般廃棄物対策課）

イ 水道料金2割値上げ検討について（上下水道部上下水道総務課）

ウ 住宅耐震化率について（都市整備部建築行政課）

エ 区協議会の情報発信について（区振興課）

オ 天竜区防災の現状について（区振興課）

(4) その他

災害復旧状況について

5 その他

次回開催予定

日時 令和6年6月27日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所2階21・22会議室

6 閉 会

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	令和 5 年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和 5 年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>629 千円</td> </tr> </tbody> </table>						提案件数	実施件数	補助額	助成事業	2 件	2 件	629 千円
	提案件数	実施件数	補助額										
助成事業	2 件	2 件	629 千円										
対象の区協議会	天竜区協議会												
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、浜松市地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、天竜区審査会と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区審査会における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。												
担当課	天竜区区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013								

令和5年度 天竜区地域力向上事業事後評価 一覧表

No.	事業名	提案者	事業内容		審査会コメント		
			事業内容	事業内容			
1	美林天竜「森と水を守るキヤンペーン」vol.2 コンテンプラリーダンス「四季の清流」創作体験事業	「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会	1 創作体験 (1) 子どもたちから四季折々の川に対するイメージを集約し、指導者が楽曲を制作した。 (2) 完成した楽曲に合わせて、子どもたちがダンスを創作した。		天竜区の地域資源である天竜水系の水をモチーフとした事業であり、次世代を担う子どもたちの水の大切さや恵みへの関心を深めることができ、た事業と評価します。今後も、子どもたちの育成のため、創作体験事業が継承されることを期待します。		
			2 完成・発表 (1) 会場：天竜壬生ホール 実施：令和6年3月23日（土） (2) 観客数：335人				
			3 延べ参加者 480人（40人×12回）				
			4 主な支出 舞台作成費 330千円 楽曲作成費 266千円 演技指導費 134千円ほか				
			評価項目		審査会コメント		
			区らしさ	達成度		必要性	費用対効果
			A	A	A	B	
			901,182	447,000			

令和5年度 天竜区地域力向上事業事後評価 一覧表

No.	事業名	提案者	事業内容													
2	春野のまち 勉強会	浜松調理菓子 専門学校	<p>1 第1回勉強会 (1) 企画～商品開発 令和5年12月1日から令和6年3月10日まで (2) 勉強会：令和6年2月28日 (3) 参加人数：団体スタッフ9人、参加者73人</p> <p>2 野生鳥獣肉加工施設「ジミート」高林氏とフランス料理店「LA SALIVE」鈴木氏により、鹿の解体見学を春野いきいき天狗村にて実施し、その後、司厨士協会に所属する浜松市内のホテルに務めるシェフ直々の指導のもと、調理の要点を学ぶ。</p> <p>3 施設内にある河川敷にて鹿肉をはじめ、地元で生産された野菜・豚肉を使用し食材を知るための「命の恵みを頂く会」（試食会）を実施。</p> <p>4 主な支出 バス代130千円 鹿肉代66千円 会場代58千円ほか</p>													
	事業費（円）	補助額（円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価項目</th> <th rowspan="2">審査会コメント</th> </tr> <tr> <th>区らしさ</th> <th>達成度</th> <th>必要性</th> <th>費用対効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>地域課題である獣害について自然の恵みをいただくという食の観点から新たなジビエ料理や特産品の開発を行い鹿肉などの消費拡大につながる事業として評価します。新たなジビエ料理等の開発による消費拡大がきっかけとなり、獣害が減少することを期待します。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目			審査会コメント	区らしさ	達成度	必要性	費用対効果	A	A	B	A	地域課題である獣害について自然の恵みをいただくという食の観点から新たなジビエ料理や特産品の開発を行い鹿肉などの消費拡大につながる事業として評価します。新たなジビエ料理等の開発による消費拡大がきっかけとなり、獣害が減少することを期待します。
評価項目			審査会コメント													
区らしさ	達成度	必要性		費用対効果												
A	A	B	A	地域課題である獣害について自然の恵みをいただくという食の観点から新たなジビエ料理や特産品の開発を行い鹿肉などの消費拡大につながる事業として評価します。新たなジビエ料理等の開発による消費拡大がきっかけとなり、獣害が減少することを期待します。												

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業（以下「地域力向上事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(事業区分)

第3条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業

支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

(対象事業)

第4条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 前項の規定によるほか、助成事業については、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1つの区振興課又は行政センターのみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書

(第5号様式) (補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)

- 2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するように努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、市長が別に定める審査会（以下「審査会」という。）において、審議するものとする。

- 2 審査会においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業（以下「少額助成事業」という。）の場合は、第13条に規定する審査会（以下「少額助成事業審査会」という。）において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあつては、同条例第5条の2に規定する地域分科会）（以下「区協議会等」という。）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する少額助成事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業

は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、審査会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区協議会等で協議した上で、区ホームページ等で公表するものとする。

(少額助成事業審査会)

第13条 少額助成事業審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 少額助成事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。

3 少額助成事業審査会の会議は、区振興課長等が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 少額助成事業審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、少額助成事業審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長等が少額助成事業審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	地域資源の活用度					
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。	1	2	3	4	5
2	地域課題の明確性					
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。	1	2	3	4	5
3	事業の妥当性					
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。	1	2	3	4	5
4	公益性					
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。	1	2	3	4	5
5	財政支援の妥当性					
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。	1	2	3	4	5

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

別表2（第10条関係）

項 目		評 価		
1	事業目的の達成度	低い	普通	高い
2	地域資源の活用度	低い	普通	高い
3	地域への貢献度	低い	普通	高い
4	財政支援の妥当性	低い	普通	高い
5	費用対効果	低い	普通	高い

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より 発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業 費といえるか。)	1	2	3	4	5

※ 「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	令和 6 年度浜松市天竜区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市区における総合行政の推進に関する規則第 4 条において、「区長は、区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度区民に公表しなければならない。」としている。 ・ 令和 6 年 2 月の区協議会でいただいた意見を踏まえ、策定した。 				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>天竜区の伝統を引き継ぐとともに、豊かな自然環境である地域特有の資源を最大限活かし、区民の皆様がいつまでも安心して住み続けることができるまちを目指す。</p> <p>【区政運営の 6 つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。 2 区民の目線で地域福祉などの行政サービスを提供します。 3 市民協働で区の魅力・情報を発信します。 4 自然との共生・保全と環境への貢献、森林資源の活用を図ります。 5 地域の資源を活かし、心の豊かさにつなげる文化振興に取り組みます。 6 ふるさとに愛着を持ち、今後もいきいきと活躍できる地域を目指します。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	6 月上旬、市ホームページへ掲載				
担当課	天竜区区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0011

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項				
件 名	第3次浜松市中山間地域振興計画策定にかかる集落座談会及びアンケート調査の実施結果について（報告）				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の第2次浜松市中山間地域振興計画が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度から始まる新たな計画を策定する。 ・ 令和5年度は集落座談会の開催及び中山間地域住民と都市部市民に向けたアンケート調査を実施。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期中山間地域振興計画策定に市民の意見を反映させるため、令和5年度に実施した集落座談会及びアンケート調査の結果について報告するもの。 <p>(1) 集落座談会（※中山間地域20回＋類似地域2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 令和5年6月～12月 ・ 実施回数 22回 ・ 実施地域 中山間地域6地区（天竜、春野、佐久間、水窪、龍山、引佐）及び中山間地域類似地区2地区（滝沢・鷺沢地区、三ヶ日地区） <p>(2) アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 令和6年1月31日～2月29日 発送 中山間地域住民 630件 都市部市民 200件 計830件 回収 中山間地域住民 365件 都市部市民 100件 計465件 				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	パブリックコメントの実施について（R6.10月予定）				
担当課	（とりまとめ） 市民協働・地域 政策課 （中山間地域 振興担当）	担当者	夏目 聖	電話	922-0200

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。